

条」とあるのは「前条並びに震災特例法第二十五条の二の三第二項及び第三項」とする。

第二十五条の三第一項中「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、「第六十八条の六十七第一項」を「第六十八条の十五の六第七項及び第八項、第六十八条の六十七第一項」に改め、同条第五項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三第一項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法）とあるのは「（法人税法）とする」に改め、同条第六項中「、第六十八条の十五、」を「から第六十八条の十五まで、」に、「及び第六十八条の十五の四」を「、第六十八条の十五の四及び第六十八条の十五の六」に、「第六十八条の十五の五」を「第八項」に、「第六十八条の十一第二項、第六十八条の十二第一項」を「第六十八条の十一第七項、第六十八条の十三第一項、第六十

八条の十四第二項」に、「及び第六十八条の十五の三第二項」を「第六十八条の十五の三第二項及び第六十八条の十五の四第二項」に、「第六十八条の十五の四第二項中「次条」とあるのは「次条」を「第六十八条の十五の六第七項中「前条」とあるのは「前条」に改める。

第二十五条の三の二第一項中「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、「第六十八条の六十七第一項」を「第六十八条の十五の六第七項及び第八項、第六十八条の六十七第一項」に改め、同条第四項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二第一項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法）とあるのは「（法人税法）とする」に改め、同条第五項中「第六十八条の十五、」を「から第六十八条の十五まで、」に、「及び第六十八条の十五の四」を

「第六十八条の十五の四及び第六十八条の十五の六」に、「第六十八条の十五の五」を「第八項」に、「第六十八条の十一第二項、第六十八条の十三第一項」を「第六十八条の十一第七項、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十四第二項」に、「及び第六十八条の十五の三第二項」を「第六十八条の十五の三第二項及び第六十八条の十五の四第二項」に、「第六十八条の十五の四第二項中「次条」とあるのは「前条」に改める。

第二十五条の三第一項中「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十二」の下に「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、「第六十八条の六十七第一項」を「第六十八条の十五の六第七項及び第八項、第六十八条の六十七第一項」に改め、同条第四項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三第一項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額

の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法）とあるのは「（法人税法）とする」に改め、同条第五項中「第六十八条の十五、」を「から第六十八条の十五まで、」に、「及び第六十八条の十五の四」を「第六十八条の十五の四及び第六十八条の十五の六」に、「第六十八条の十五の五」を「第八項」に、「第六十八条の十一第二項、第六十八条の十三第一項」を「第六十八条の十一第七項、第六十八条の十三第三項及び第六十八条の十五の四第二項」に、「及び第六十八条の十五の三第二項」を「第六十八条の十五の三第二項及び第六十八条の十五の四第二項」に、「第六十八条の十五の四第二項中「次条」とあるのは「次条」を「第六十八条の十五の六第七項中「前条」とあるのは「前条」に改める。

第二十五条の四第一項中「第六十八条の十五の六」を「第六十八条の十五の七」に、「並びに前条」を「前条第七項及び第八項」に改める。

第二十六条第一項中「に係る償却限度額」を「の償却限度額」に改め、同項の表の第一号中「（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は建設したものについては、百分の十）」及び「（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は建設したものについては、百分の十二）」を削り、同表の第二号及び第三号中「（平成二十六年四月一日から平成二十

八年三月三十一日までの間に取得又は製作したものについては、百分の二十）」及び「（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十日までの間に取得又は製作したものについては、百分の二十四）」を削り、同条第二項中「に係る償却限度額」を「の償却限度額」に改める。

第二十六条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「に係る償却限度額」を「の償却限度額」に改める。

第二十六条の三第六項第七号中「以外の事業所」の下に「（産業集積事業に係る主たる業務を行わないことその他の要件を満たす事業所として財務省令で定める事業所を除く。）」を加え、同条第七項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十三の二第四項」に改める。

第二十六条の五第一項及び第二十六条の六第一項中「若しくは第五項」を削る。

第二十七条第一項中「適格現物分配」を「法人税法第二条第十二条の六に規定する現物分配」に、「法人税法」を「同法」に改める。

第三十八条の二第一項中「三月を」を「一年を」に改め、同条第二項第三号中「住宅用家屋で」を「住宅用家屋（耐震基準（地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものをいう。第九項に

おいて同じ。）又は経過年数基準（住宅用家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものをいう。同項において同じ。）に適合するものに限る。）で「」に改め、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした第一項に規定する被災受贈者が、当該贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日（以下この項において「取得期限」という。）までに当該住宅取得等資金の全額を建築後使用されたことのある住宅用家屋（耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。）で政令で定めるもの（以下この項において「要耐震改修住宅用家屋」という。）の取得のための対価に充てて当該要耐震改修住宅用家屋の取得をした場合において、当該要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅用家屋の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項において同じ。）を行うことにつき建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第十七条

第一項の申請その他財務省令で定める手続をし、かつ、取得期限までに当該耐震改修により当該要耐震改修住宅用家屋が耐震基準に適合することとなつたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該要耐震改修住宅用家屋の取得は既存住宅用家屋の取得と、当該要耐震改修住宅用家屋は既存住宅用家屋とそれぞれみなして、第一項の規定を適用することができる。

第四十条の四並びに第四十五条第一項及び第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第四十六条第一項及び第二項中「平成二十六年四月三十日」を「平成二十八年四月三十日」に改める。

第五十二条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正)

第十四条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「規定」の下に「（同法第二百六十五条の六の規定を除く。）」を加え、同条第五号口中

「第九条の六第三項に規定する外国特定目的信託の利益の分配及び外国特定投資信託の収益の分配、同法」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第十四条第一項中「所得でその源泉が国外にあるもの」を「同項に規定する国外所得金額」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項の」を「これらの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 復興特別所得税申告書を提出する非居住者が平成二十九年から平成四十九年までの各年において所得税法第一百六十五条の六第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する控除対象外國所得税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、同項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同条の規定を除く。）により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

第二十八条第一項中「、第九条の六第四項」を削る。

第三十三条第一項の表所得税法の項中

第一百五十三条

) 又は

) 若しくは

掲げる金額につき

掲げる金額又は
施策を実施する

特別措置法第六
特別所得税申告

項第一号から第

告) に掲げる金

第一百五十三条

) 又は

掲げる金額につき

) 若しくは

掲げる金額又は東

施策を実施するた

特別措置法第六条

特別所得税申告書

を

東日本大震災からの復興のための
ために必要な財源の確保に関する
条第八号（定義）に規定する復興

書に記載すべき同法第十七条第一
六号まで（課税標準及び税額の申
額につき

二項	第一百六十五条の六第一項の控除限度額と て政令で定める金
----	---------------------------------

日本大震災からの復興のための
めに必要な財源の確保に関する
第八号（定義）に規定する復興

に改め、同表租税特別措置法の項中

第四十条第十四項

の額

に記載すべき同法第十七条第一
号まで（課税標準及び税額の申

につき

復興特別所得税控除限度額とし
額と

の額及び復興特別所得税の額

を

第五十条第三号及び第四	第四十条の三の四第	一項	第四十条の三の三第	第十二項第一号及び第 二号、第十三項並び に第十五項	第十四条第二十項 第四十条の三の三第 十六項	第十四条第十八項 の額
所得税	所得税の額	及び当該所	所得税の額	所得税に係	所得税	所得税の額

号、第六項並びに第

七項

以外	得税の額	る延滞税	所得税及び復興特別所得税に係る延滞税	所得税及び復興特別所得税の額
所得税の額及び復興特別所得税の額以外	並びに当該所得税の額及び復興特別所得税の額	(所得税の額及び復興特別所得税の額 (所得税及び復興特別所得税の額

に、
「(平成一十三年法律第一百十七号)

所得税及び復興特別所得税

「第十八条第六項」を「第十八条第六項」に改め、同表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項を次のように改める。

地方税法 (昭和二十 五年法律第 二百二十六 号)	第三十七条の三	及び同法	、同法
	の合計額		、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百一十七号。第三百四条の八において「特別措置法」という。）第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額及

び同条第二項に規定する政令で定めるとこ
ろにより計算した金額の合計額

第三百十四条の八	及び同法	、同法
控除限度額並びに	控除限度額、特別措置法第十四条第一項に 規定する政令で定めるところにより計算し た金額及び同条第二項に規定する政令で定 めるところにより計算した金額並びに	

第三十三条规定第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第七条第四項」を「第七条第五項」に、「第四項
に」を「第五項に」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第七条第二項」を「第七条第四項」
に、「第七条第一項（前項）」を「第七条第一項又は第二項（これらの規定を前項）」に、「第三十三条第四
項」を「第三十三条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第七条第一項」を「第七条
第一項又は第二項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条
第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の

一項を加える。

2 法人の各事業年度（第四十条第十一号に規定する事業年度をいい、課税事業年度（第四十五条に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）又は各連結事業年度（第四十条第十二号に規定する連結事業年度をいい、課税事業年度又は第四十九条第三項の規定の適用がある同項に規定する連結事業年度を除く。以下この項において同じ。）において第十条第四号イ及びロに掲げる所得（外国法人にあつては、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一百四十二条各号に掲げる外国法人の区分（同条第一号に掲げる外国法人にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得の区分）に応じ当該各号に定める国内源泉所得（同条第一号に定める国内源泉所得にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得）で第十条第五号イ及びロに掲げる所得とする。）につきこの章の規定により課される復興特別所得税の額がある場合には、当該法人に対する同法の規定の適用については、当該各事業年度又は各連結事業年度における当該復興特別所得税の額は、当該各事業年度又は各連結事業年度における当該所得に係る同法第六十八条第一項（同法第一百四十四条において準用する場合を含む。）又は第八十一条の十四第一項に規定する所得税の額とみなす。この場合において、当該復興特

別所得税の額に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十条第一号中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、同条第十号中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第四十五条第一項及び第二項第五号イ(1)中「三年」を「二年」に改め、同条第三項を削る。

第四十七条第二項ただし書中「（第四十五条第三項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項第一号中「三十六月」を「二十四月」に、「三年」を「二年」に改め、同条第四項を削る。

第五十二条第二項第二号中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に、「第六十八条の十五第五項」を「第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」に改め、同項第四号中「第六十八条の十一第二項及び第三項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで」に改め、「及び第二项」の下に「第六十八条の十四第二項及び第三項」を加え、「並びに第六十八条の十五の五第一項」を「第六十八条の十五の五第一項並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」に、「第六十八条の十五の七第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に、「第六十八条の十五の六第一項に」を

「第六十八条の十五の七第一項に」に改める。

第六十三条第一項の表法人税法の項中

) の額

) の額及び復興特別法人税（延滞税、算税、無申告加算税及び重加算税並び法第五十三条第四項（課税標準及び税率において準用する同項各号に掲げる規子税を除く。）の額

過少申告加

に特別措置

額の申告）

定による利

を

の額は

の額並びに復興特別法人税（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税並びに特別措置法第五十三条第四項（課税標準及び税率において準用する同項各号に掲げる規子税を除く。）の額は

に、「金

額）並びに「及び「金額）及び」を「計算した地方法人税の額並びに」に、

「法人税の額並びに

法

地方法人税の額並びに地方法人税の額並びに復興

人税の額及び復興特別法人税の額並びに

を

に

特別法人税の額並びに

に、「の控除限度額と」を「地方法人税控除限度額」に、「の控除限度額及び

復興特別法人税控除限度額として政令で定める金額と」を「復興特別法人税控除限度額として政令で定める金額、地方法人税控除限度額」と、「の連結控除限度個別帰属額と」を「地方法人税控除限度個別帰属額」に、「の連結控除限度個別帰属額及び復興特別法人税控除限度個別帰属額として政令で定める金額」と、「復興特別法人税控除限度個別帰属額として政令で定める金額、地方法人税控除限度個別帰属額」に、「金額、その」を「これらの」に改め、「金額及び」及び「金額の」を削り、同表法人税法の項の次に次のように加える。

地方法人税 法（平成二 十六年法）	第十二条第一項 第十二条第二項 連結控除限度個別帰 属額	控除限度額 控除限度額と復興特別法人税控除限度額と して政令で定める金額との合計額

律第

屬額

控除限度個別帰属額として政令で定める金

第六十三条第一項の表租税特別措置法の項中「含む。」を「準用する法人税法第七十五条第七項に、「含む。以下この号において同じ。」及び」を「準用する法人税法第七十五条第七項並びに」に改め、同表国税通則法の項中

度 地方法人税 事業年

地方法人税並びに復興特別法人税 事業年度

地方法人税、復興特別法人税、
地方法人税、復興特別法人税

特別法人税

第八十五条第一項及
び第八十六条第一項

法人税

第八十五条第一項及 地方法人稅

び第八十六条第一項

を

別法人税

に改め、同表地方税法の項を次のように改める。

地方税法	
第五十三条第二十 四項	連結控除限度個別帰 属額
第三百二十一條の 八第二十四項	連結控除限度個別帰 属額
連結控除限度個別帰 属額、特別措置法第五 十条第一項に規定する政令で定めるところ	連結控除限度個別帰属額、特別措置法第五 十条第一項に規定する政令で定めるところ